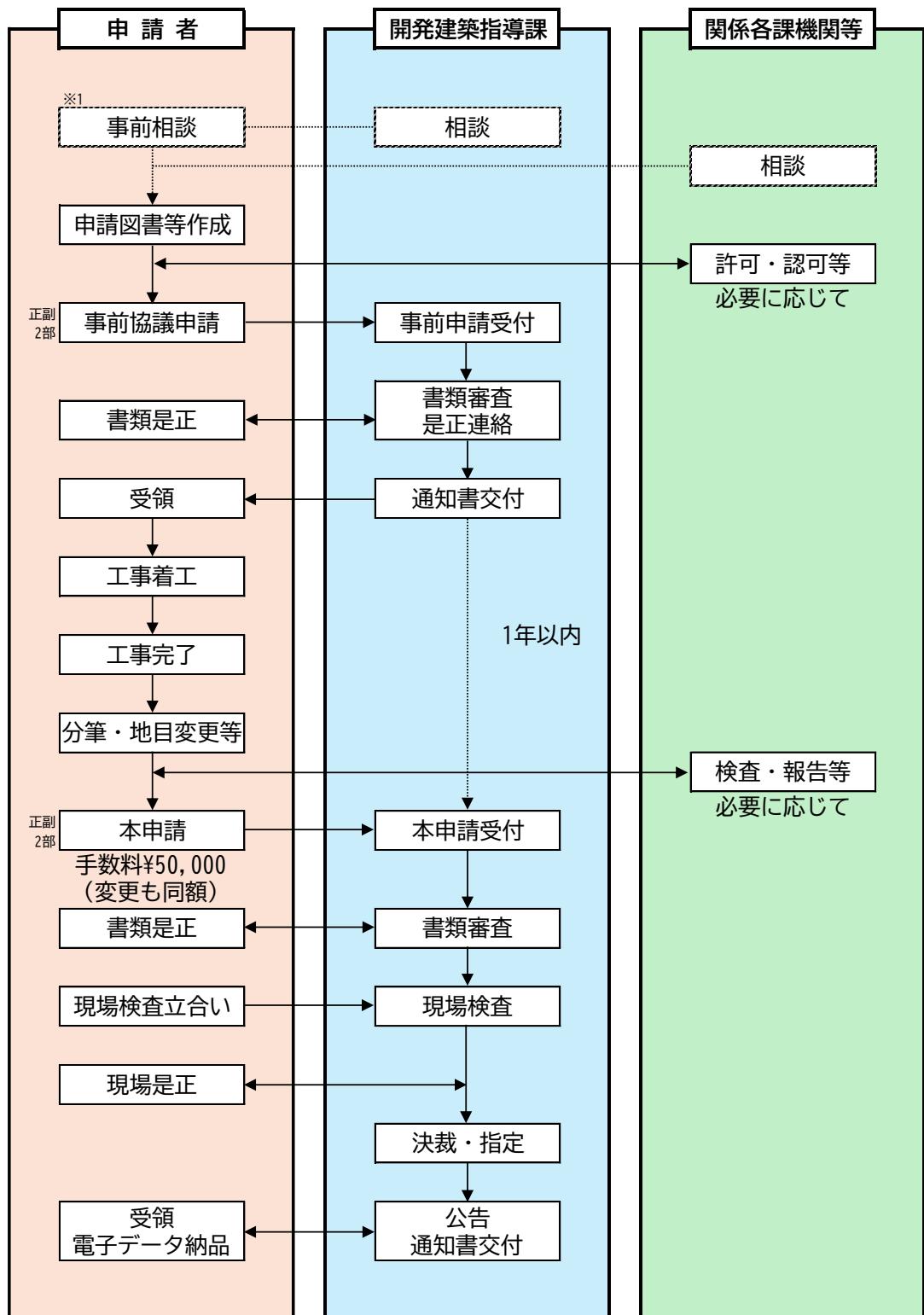


## 福島市道路位置指定申請手続きフロー



※1 開発審査係との協議又は確認が必要な場合

1,000 m<sup>2</sup>以上の建築物等の建設を目的とした開発行為は、原則として都市計画法第29条に基づく開発行為の開発許可が必要です。

盛土規制法(宅地造成及び特定盛土等規制法)の規制区域内で、一定規模以上の盛土・切土等を行うものは、別途許可申請(手数料あり)が必要となる場合があります。

(問い合わせ先)	位置指定道路について	指導係	024-525-3764
	開発行為、盛土規制法について	開発審査係	024-525-3790